



2023年6月29日

各 位

上場会社名 株式会社神戸製鋼所
代表者名 代表取締役社長 山口 貢
(コード番号: 5406 東証プライム)
問合せ先 総務・CSR 部長
佐々木 憲政
(TEL 03-5739-6010)

当社及び当社グループ会社に対する控訴の提起について

当社及び当社の100%子会社である株式会社コベルコパワー神戸第二(以下「当社ら」といいます。)は、本年3月20日付「当社及び当社グループ会社に対する訴訟の判決について」でご報告しましたとおり、2018年9月14日付で提起された訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)において、神戸地方裁判所より原告らの請求を棄却する旨の判決を言い渡されておりましたが、同判決を不服として原告らの一部から控訴(以下「本件控訴」といいます。)を提起され、大阪高等裁判所より控訴状及び控訴理由書の送達を受けましたので、お知らせいたします。

本件控訴は、当社らが兵庫県神戸市灘区灘浜東町2丁目(当社神戸製鉄所内)で操業している神戸発電所3号機及び4号機(以下「新発電所」といいます。)に関するものです。

1. 控訴が提起されるに至った経緯

当社らは、新発電所の設置計画について環境影響評価手続きを実施する(2018年6月25日の環境影響評価書の縦覧期間満了をもって完了)とともに、近隣住民の皆様を含む関係各位のご理解を賜るべく、情報の提供及び説明に努めてまいりましたが、新発電所の近隣に居住し新発電所の稼働により被害を受けると主張される方から、新発電所の建設の差止め等を求める本件訴訟の提起を受けました。本件訴訟につきましては、神戸地方裁判所より原告らの請求を棄却する旨の判決(以下「第一審判決」といいます。)の言渡しを受けておりましたが、控訴人らは第一審判決を不服として、本件控訴を提起したものです。

2. 控訴を提起した者の概要

新発電所の近隣に居住するとされる方34名

3. 控訴の内容

控訴人らは、第一審判決を取り消し、当社ら他 1 社に対して、新発電所の稼働差止め等を命じる旨の判決を求めています。

4. 今後の見通し

当社らとしては、第一審判決は妥当な判断であり本件控訴に理由はないと考えており、今後、法廷において当社らの主張を行うなど、本件控訴に適切に対応していく方針であります。

なお、本件控訴による業績への影響は現時点で不明ですが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以上